

都市計画区域マスタープランの構成

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ

宮崎県

宮崎県総合計画

都市計画に関する基本方針

都市計画区域マスタープラン

市町マスタープラン

市町の総合計画

即する

即する

個別の都市計画

第2節 本県の目指す都市づくり

宮崎県が目指す都市づくり

豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します。

〈3つの視点〉

自然環境との共生

地域資源を生かした自立

都市づくりを担う多様な主体や地域間の連携

都市づくりの実現に向けた4つの基本方向

1 広域都市圏の形成

2 広域ふろさと交流圏の形成

3 安全で快適な都市の形成

4 ふろさと地域の形成

都市づくりと基本方向実現に向けた3つの重点的な対応

1 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化

2 安全で快適な生活を送るための都市づくり

3 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

第3節 本県の将来都市構造

県内の6つの圏域を考慮して将来の都市構造のあり方を示す。

拠点 … 広域拠点・圏域拠点・地域拠点

軸 … 広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸

ゾーン … 市街地形成ゾーン・農住共生ゾーン・自然保全ゾーン

第2章 都市計画の目標

第1節 計画期間と範囲

1. 計画期間

2. 都市計画区域の範囲と規模

第2節 ○○圏域における都市づくりの基本方向

1. ○○圏域の課題

※ 3つの重点的な対応項目毎に、各圏域の課題について記載

2. ○○圏域の都市づくりの基本方向 [中部圏域の記載例]

●基本方向1

県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成

●基本方向2

自然や田園と共存した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

●基本方向3

多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

第3節 地域毎の市街地像

※ 第3節に記載している市街地・拠点の時点修正

1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地

(1)圏域の拠点となる市街地

(2)地域生活の中心となる市街地

(3)その他市街地

2. 産業や観光の拠点となる市街地

(1)工業拠点

(2)流通業務拠点

(3)観光拠点

(4)ICT等産業拠点

3. 既存集落

4. 連携軸

第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針

※ 人口・産業の規模について、数値を時点修正

第1節 区域区分の有無

第2節 区域区分を定める際の方針

(1) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される人口の規模

(2) 目標年次に市街化区域・調整区域に配置される産業の規模

第4章 主要な都市計画の決定方針

※ 赤字の新たな都市施策等を反映

※ 各節に記載している優先整備施設の時点修正

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1. 基本方針

2. 主要用途の配置方針

3. 市街地における建築物の密度構成に関する方針

4. 市街地における住宅整備の方針

5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

6. 市街化調整区域及び用途地域外の土地利用の方針

7. 美しい都市景観の保全・創出に関する方針

8. 大規模集客施設の適正立地に関する方針

9. 都市計画区域外における土地利用に関する方針

都市緑地法

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1. 交通施設

2. 下水道及び河川

3. 公園、緑地等

4. その他都市施設

都市緑地法

流域治水

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

2. 市街地整備の目標

都市緑地法

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

1. 基本方針

2. 主要な緑地等の配置の方針

3. 実現ための具体の都市計画制度の方針

4. 主要な緑地等の確保目標

都市緑地法

第5節 防災都市づくりに関する方針

1. 基本方針

【地震・津波災害】【豪雨・土砂災害】【火山災害】

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

3. 主要な施設の配置の方針

流域治水

事前復興まちづくり

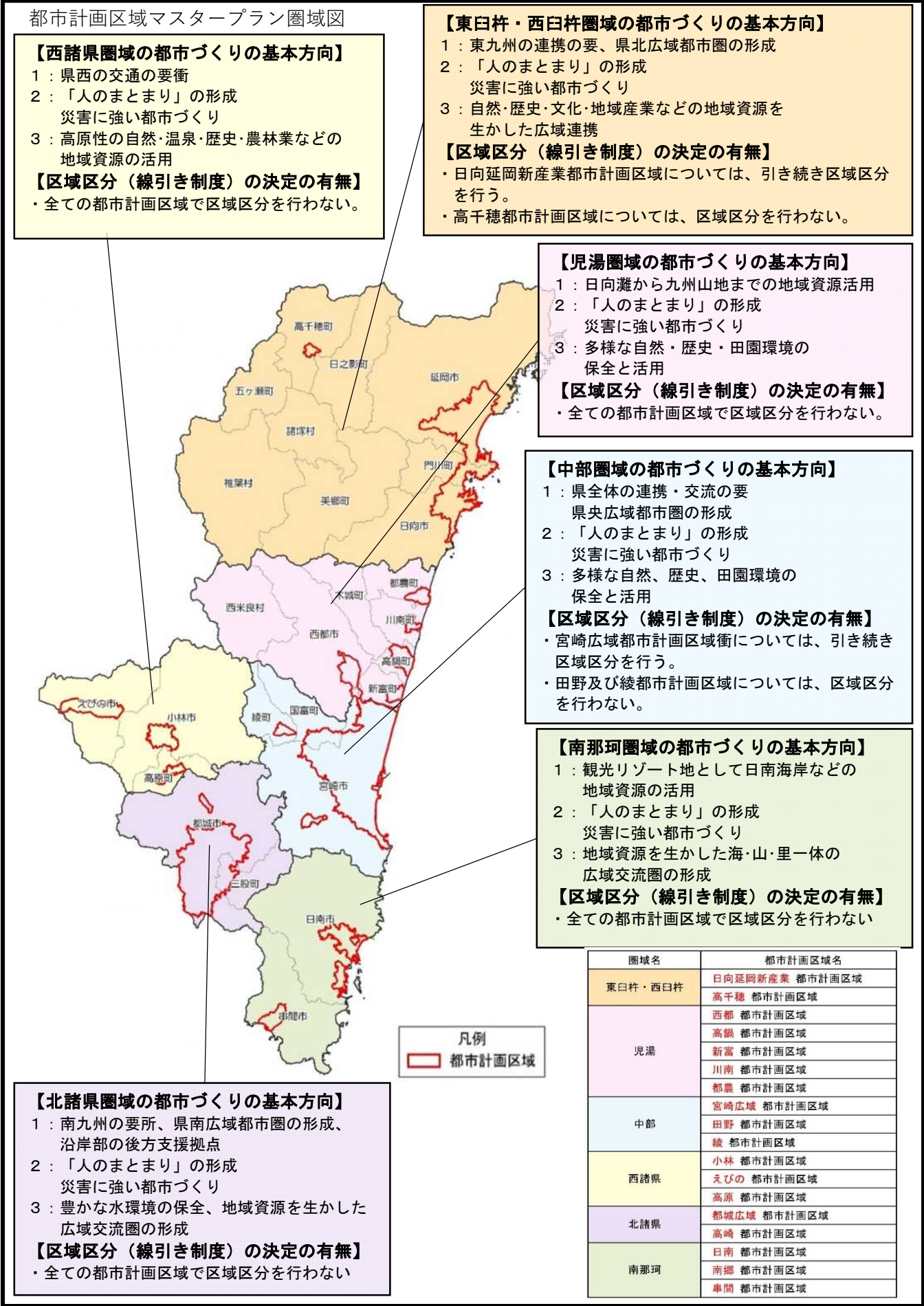
第6節 都市計画の推進に関する方針

1. 基本方針

2. 推進に関する方針

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて(概要) ※追加

都市計画区域マスタープラン（圏域毎の特色）



追加する新たな都市施策等

1 都市緑地法の改正

気候変動対応、生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が国際的に高まっていることから、緑地の質・量両面的での確保に向けた都市緑地行政を一層推進するためのまちづくりの方針を追加。

2 流域治水に関する改正

激甚化・頻発化する豪雨災害被害を受け、河川管理者等だけでなく様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う「流域治水」において、より実効性を高め、強力に推進するためのまちづくりの方針を追加。

3 事前復興まちづくり

今後起こりうる災害に対する「復興事前準備」として「事前復興まちづくり計画」の作成を促進するため、記載する内容を追加。

～新たに追加した巻末資料～

背景

本県においても、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、霧島山系による火山災害等の甚大な被害が想定される。これまでの大規模災害後の状況から、復興に相当の期間を要している状況が見受けられるだけでなく、大災害によって、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、さらに、南海トラフ巨大地震の被害範囲は広範囲に及ぶと想定されているため、国からの十分な支援が期待できないなど、復興への取組環境が厳しくなるおそれもある。

宮崎県の特徴として、沿岸部に人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点を有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っている。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけでは無く、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するために、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組みを促進する。

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

国の「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を参考に、基本的な4項目として記載。

項目		想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題		・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・復興時の市街地整備等の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針		・市町村全域の復興まちづくりの目標 ・基本的な考え方（人口や事業規模） ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の復興まちづくりの方針 ・事業者との復興まちづくりの目標・方針の共有
③目標の実現に向けた課題		・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項	・体制、手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること （長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）
	事前に実施すべき事項	・市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練） ・住民との合意に関わること（住民との復興訓練等） ・事業者の意向に関わること（事業継続・再建の意向調査等） ・基礎データの準備に関すること（地籍調査等） ・防災・減災対策